

NHK受信料制度等検討委員会  
第3回会合 議事要旨

■ 日 時

平成29年3月31日（金） 10:00～12:00

■ 場 所

NHK放送センター 5階会議室

■ 出席者

【委員】（五十音順、敬称略）

安藤英義、鈴木秀美、山内弘隆、山野目章夫、山本隆司（5名）

【オブザーバー】（敬称略）

平松剛実（1名）

■ 議事次第

- 1 開会
- 2 諮問第2号「公平負担徹底のあり方について」資料説明
- 3 意見交換

■ 議事概要

1 資料説明および意見交換について

事務局より、受信契約や受信料収入の現状、NHKの契約収納活動の取り組み状況と課題、海外公共放送における収納活動の動向などについて説明があった。

その後、受信料の公平負担を徹底するための制度整備のあり方について、海外公共放送における制度面の取り組みを踏まえながら、国内の諸制度との整合性、視聴者・国民の理解等の観点から意見交換が行われた。

意見交換においては、委員から以下のような発言があった。

- 契約収納活動における困難性への対応として、居住情報の活用の可能性を検討する場合、国内の事例も参考になるだろう。例えば民事執行法では、執行官による市町村や公益事業者（ライフライン事業者）への情報提供の求めが規定されており、これも1つの参考材料となるかもしれない。ただし、執行官は公務員であることなど、NHKとは前提が異なる部分もある。また、例えば、公共放送を広義の「公益事業」とであると位置づけられるならば、公益事業者間で情報共有を行う取り組みとして捉えることもできるのではないか。

- 情報も健康で文化的な最低限度の生活を営むために必要なものであるという観点においては、生きていくための基本的な情報を供給している公共放送もある種のライフラインであり、広義の「公益事業」と解釈しうるのではないか。
- 弁護士法に基づく弁護士会照会制度では、運用面でのさまざまな試みもなされているので、その面も参考になるかもしれない。
- 居住情報の活用の可能性の検討にあたり、NHKへの情報提供が個人情報保護法に抵触しないことを法的に確保する方法も、一定の実効性が期待できるのではないか。
- 国内の事例を見てみると、個人情報を取り扱うに足る公益性があるか、ということが視点の1つとなりうるが、NHKの契約収納活動についてもこのような観点から検討することができるのではないか。
- 情報の利用にあたって求められる安全管理措置等の対応を十分に行うことは、法的な規律面からの必要性というだけでなく、視聴者・国民や情報を提供する事業者等から信頼を得るうえでも重要である。
- 受信機設置の確認の困難性への対応策については、海外の公共放送の取り組みを参考にしながらも、視聴者・国民の納得を得られる制度となるように検討することが必要である。海外の公共放送で採用されている自主的な申告がなければ、一方的に設置しているとみなす制度は国内において見当たらず、実現の困難性は高い。一方、複数の方法を組合せたうえで受信機の設置を推定する方式であれば、検討する余地はあるのではないか。
- 不払いや虚偽申告への対応策の検討にあたっては、受信契約という現行の構成下で想定される法定事項など、難易度の高い課題がある。
- 契約構成を含む現行制度との整合性を重視すると、現行の受信規約に規定されている割増金の運用のあり方を検討することもひとつのやり方かもしれない。
- 割増金規定の運用について、視聴者・国民の理解の側面から、明確な適用条件を設定する必要性が考えられる。
- 受信料の収納を公共事業者に委任している海外の公共放送もあるが、日本国内での類似法令の有無、債権の取り扱い、公共事業者における自由化の動向等も考慮する必要がある。
- 海外の公共放送は法令で支払義務が定められていることから、罰則の適用等に関する視聴者・国民の捉え方が異なる。それらの背景も考慮して参照することが必要である。国内における同様の制度整備の妥当性・実現性にあたっては、引き続き慎重に検討する必要がある。

2 次回日程について

第4回会合は4月7日（金）17時から。